

平成22年4月1日認可

平成30年4月1日変更認可

地方独立行政法人大牟田市立病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人大牟田市立病院の業務運営等に関する規則（平成22年大牟田市規則第39号）第2条及び地方独立行政法人大牟田市立病院定款（平成22年3月26日認可。以下「定款」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定に基づく中期目標を達成するため、公共上の見地を踏まえ効率的かつ効果的な業務の運営を行うものとする。

2 法人の業務は、法及び定款その他関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、定款第16条の規定に基づき、大牟田市立病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する従事者の研修
- (4) 医療に関する地域への支援
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供
- (6) 災害時における医療救護
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、大牟田市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する指針等を定めるものとする。

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第7条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関する事項を整備するものとする。

（内部統制の推進に関する事項）

第8条 法人は、内部統制の推進に関する体制を整備するものとする。

（リスク評価と対応に関する事項）

第9条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする体制を整備するものとする。

（情報伝達及び情報システムに関する事項）

第10条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた情報伝達及び情報システムに関する体制を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 法人の方針、目標、ミッション等が確実に役職員に伝達される仕組み
- (2) 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (3) 情報システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第11条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する体制を整備するものとする。

（監事及び監事監査に関する事項）

第12条 法人は、監事が適正に業務を遂行できる体制及び監事監査が適正に実施される体制を整備するものとする。

（内部監査に関する事項）

第13条 法人は、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第14条 法人は、内部通報及び外部通報に関する体制を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第15条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関する体制を整備するものとする。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第16条 法人は、職員の人事管理及び懲戒に関する方針等を整備するものとする。

(業務の委託)

第17条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外のものに委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第18条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第19条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の規定による指名競争入札、随意契約又はせり売りは、別に定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(委任)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。

付 則

この業務方法書は、法人の成立の日から施行する。

付 則

この業務方法書は、大牟田市長の認可した日から施行する。ただし、第5条、第8条、第9条、第11条、第13条並びに第14条の規定については、平成31年4月1日から施行する。